

ち、次の産業分類のいずれかに該当する工場又は事業場

ア 製造業

イ 電気・ガス・熱供給・水道業のうち電気業

(3) 工場又は事業場の規模等

(1)の区域内において、次のいずれかに該当する工場又は事業場とする。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（電気業を除く。以下「中小企業者」という。）以外の者が営む工場又は事業場であつて、敷地面積が100,000平方メートル以上又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設の排出ガス量の合計（以下「排出ガス量の合計」という。）が、温度が摂氏零度であつて圧力が1気圧の状態に換算して毎時10,000立方メートル以上の工場又は事業場

イ 中小企業者が営む工場又は事業場であつて、敷地面積が100,000平方メートル以上かつ排出ガス量の合計が、温度が摂氏零度であつて圧力が1気圧の状態に換算して毎時10,000立方メートル以上の工場又は事業場

3 公害防止事業費（管理費）の額

各年度における公害防止事業費（管理費）は、次のとおりとする。

令和8年度 42,000千円以内

令和9年度 42,000千円以内

令和10年度 42,000千円以内

4 負担総額及びその算定基礎

(1) 負担総額

各年度における負担総額は、次のとおりとする。

令和8年度 10,500千円以内

令和9年度 10,500千円以内

令和10年度 10,500千円以内

(2) 負担総額の算定基礎

前項の額の4分の1

5 その他

管理に要する費用が物価の変動等により増減を生じた場合は、その増減後の管理に要する費用を公害防止事業費（管理費）の額とするとともに、この公害防止事業費（管理費）の額に前項の負担割合を乗じて算定した額をもって負担総額とする。

富山県告示第169号

浄化槽の指定検査機関の指定について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定により、浄化槽の指定検査機関を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 公益社団法人富山県浄化槽協会
- (2) 所在地 富山市総曲輪二丁目1番3号
- (3) 代表者の氏名 上田 勝朗

2 検査業務を行う地域及び期間

- (1) 検査業務を行う地域 富山県内全域
- (2) 検査業務を行う期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 検査手数料

- (1) 浄化槽法第7条第1項の規定による検査の手数料

処理対象人員	金額
10人以下	12,000円
11人以上 20人以下	13,000円
21人以上 100人以下	14,000円
101人以上 300人以下	17,000円
301人以上 500人以下	20,000円
501人以上 2000人以下	23,000円
2001人以上	27,000円

(2) 浄化槽法第11条第1項の規定による検査の手数料

処理対象人員	金額
10人以下	7,000円
11人以上 20人以下	9,000円
21人以上 100人以下	10,000円
101人以上 300人以下	13,000円
301人以上 500人以下	15,000円
501人以上 2000人以下	19,000円
2001人以上	23,000円

4 指定年月日及び検査業務の開始予定年月日

(1) 指定年月日 令和8年3月31日

(2) 検査業務の開始予定年月日 令和8年4月1日

富山県告示第170号

高潮浸水想定区域の指定について

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3第1項及び第2項の規定により、高潮浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公表する。

なお、関係図面は、富山県土木部河川課及び次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

指定する沿岸名（区間）	縦覧場所
富山湾沿岸 （新潟県境から片貝川河口まで）	新川土木センター入善土木事務所

富山県告示第171号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地 4
ウェルネット株式会社
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
富山県電子申請サービスを利用した富山県の行政手続に係る申請手数料等（指定納付受託者が提供する支払システム及び決済基盤を利用して納付させるものに限る。）の納付
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 指定納付受託者を指定した日
令和 8 年 3 月 19 日

